取扱区分:「公開」

## 令和5年第8回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和5年7月24日 (月) 13時10分

於:周南市役所 多目的室

### 令和5年第8回

# 周南市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年7月24日(月) 午後1時10分 ~午後1時46分
- 2 場 所 周南市役所 多目的室
- 3 出席者等
  - (1) 出席委員 18人

1番 林 俊 2番 歳光時正 3番 野 村 邦 幸 4番 重 永 正人 井保雄 5番 佐 伯伴章 6番 笠 7番 内 邦 雄 8番 典子 河 藤 原 9番 佐 伯 信 治 10番 髙 橋 恵 11番 秋 貞 啓 子 12番 井 孝 藤 13番 山下敏彦 14番 瀧 山 美智子 15番 市  $\prod$ 進 16番 有 馬 俊 雅 田中榮作 17番 兼重 智 18番

- (2) 欠席委員 1人 19番 白石純治
- (3) 総会招集者 1人周南市長 藤 井 律 子
- (4) 事務局職員 4人

局 長 中山浩 毅 次 長 杉岡 清 伸 次長補佐 神 本 和 典 書 記 重 畄 のぞみ

- (5) 関係部署職員 1人 産業振興部農林課 課長 六郎万 淳 一
- (6) 傍聴人 なし

#### 4 議事日程

- 第1 臨時議長の指名
- 第2 仮議席の指定
- 第3 議席の決定
- 第4 議事録署名委員の指名
- 第5 会長の互選
- 第6 会長職務代理者の互選
- 第7 農業委員の地区割の決定
- 第8 議決事項

議案第40号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

1件

中山事務局長

それでは、総会を開催いたします。

改選後最初の総会ですので、臨時議長の指名まで事務局長の中山 が進行させていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中18人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、白石純治委員の1人で、周南市農業委員会 総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご 報告いたします。

それでは、ただ今から、令和5年第8回周南市農業委員会総会を 開会いたします。

開会(午後1時10分)

改選後最初の総会は、市長が招集することになっていますので、 開会にあたり、本日の総会招集者であります、藤井律子 周南市長 からご挨拶をいただきます。

周南市長 中山事務局長 (市長あいさつ)

ありがとうございました。

なお、市長は公務のため。ここで退席させていただきます。

(市長、農林課長退席)

それでは、これより議事に入ります。

議事日程第1、「臨時議長の指名」ですが、周南市農業委員会総会会議規則第7条第3項に、「委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会において、議長の職務を行う者がないとき。」は、「年長の出席委員が臨時に議長の職務を行う。」と定められておりますので、会長が決まるまでの間、年長の委員であります田中榮作委員に臨時議長をお願いいたします。

田中委員には議長席にお移りいただき、議事進行をよろしくお願いいたします。

臨時議長(田中委員)

ただ今、臨時議長にご指名をいただきました田中でございます。 これから、会長が決まるまでの間、皆さんのご協力を得ながら、 スムーズに総会の進行を図ってまいりたいと思いますので、よろ しくお願いいたします。

それでは、議事日程第2、「仮議席の指定」を行います。 ただ今、着席されている、先日の次期農業委員会準備会におい て引かれた「くじ」の番号の席を仮議席といたします。

次に、議事日程第3、「議席の決定」に入ります。

議席の決定は、周南市農業委員会総会会議規則第6条第1項の 規定により、「委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会 において、くじで定める。」ことになっております。

現在各委員がお座りの、仮の議席の番号順に、「くじ」を引くことで、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、仮の議席の番号順に「くじ」を引くこと にいたします。

なお、「くじ」に書かれた番号が議席番号になります。

それでは、事務局職員が各委員席を回りますので、その場で「く じ」を引いてください。

(委員くじを引く)

臨時議長(田中委 員) それでは、全員「くじ」を引かれたようですので、「議席番号」を 確認させていただきます。

中山事務局長、議席番号と委員氏名を読みあげてください。

中山事務局長
それでは、確認のために議席番号と委員氏名を読み上げます。

林俊一 2番 1番 歳光時正 3番 野村邦幸 4番 重 永 正 人 佐 伯 伴 章 6番 笠 井 保 雄 5番 7番 河 内 邦 雄 8番 藤原典子 10番 9番 佐 伯 信 治 橋 恵 髙 秋 貞 啓 子 藤井 孝 11番 12番 13番 山下敏彦 瀧 山 美智子 14番 進 15番 市 川 16番 有 馬 俊 雅 17番 兼 重 智 18番 田 中 榮 作 白 石 純 治 19番

臨時議長(田中委員)

ただ今、読み上げました番号に間違いはございませんか。 (全員なし)

間違いないようですので、議席番号は以上のとおり決定いたしました。

それでは、決定された議席番号の席へ氏名票と資料を持って、移動をお願いいたします。

(各議席に移動)

次に、議事日程第4、「議事録署名委員の指名」ですが、周南市 農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名 委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異義がありませんので、議長より指名いたします。

1番・林俊一委員、2番・歳光時正委員のご両名にお願いいたします。

次に、議事日程第5、「会長の互選」に入ります。 会長の互選について、事務局より説明をお願いします。 それでは、会長の互選について説明いたします。

中山事務局長

互選は、選挙権者が同時に被選挙権者として相互に選挙すること でありますから、投票によって行うのが原則です。

ただし、出席委員に異議がないときは、指名推選の方法によることができます。

3年前も含め、今までの互選は、指名推選でございました。

周南市農業委員会では、周南市農業委員会会長等互選規程を制定 し、会長並びに会長職務代理者の互選の方法及び手続に関し必要な 事項を定めています。

この規程の第7条では、「互選の方法は、投票又は指名推選とする。」とし、投票の手続については、第8条から第15条にかけて、 指名推選の手続については、第16条にそれぞれ規定しています。

また、第2条で、互選は、総会における互選会において行うこと、 第6条で、互選に関する事務を管理執行するため互選会に互選管理 者を置き、互選管理者は総会の議長をもって充てることを規定して います。

従いまして、本日、臨時議長を務めておられる田中委員には互選 管理者として、会長の互選会を進めていただきたいと存じますの で、よろしくお願いいたします。

なお、規程第5条では、「互選会は、在任する委員の3分の2以上の出席により成立する」と定めており、本日の互選会は成立いたしております。

以上でございます。

臨時議長·互選管理 者(田中委員) ただ今、事務局から説明がありましたが、私が「会長の互選会」 の互選管理者として互選会を進めてまいります。

それでは、互選の方法は、投票と指名推選の2つの方法がございますが、いずれの方法で会長を互選するのか、お諮りいたします。 はい、議長。

藤原委員

藤原委員 臨時議長·互選管理 者(田中委員) 藤原委員

8番の藤原です。

指名推選による方法がよいと思います。

臨時議長·互選管理 者(田中委員) ただ今、藤原委員から指名推選による方法とのご発言がございま したが、他にございませんか。

(なし)

他にないものと認め、指名推選の方法で互選することに、ご異議 はございませんか。

(全員異議なし)

全員異議がないものと認め、会長の互選は、指名推選の方法により行うことに決定しました。

それでは、「指名推選」の発言を求めます。

藤原委員

はい、議長。

臨時議長•互選管理

藤原委員

者(田中委員)

藤原委員

8番の藤原です。

会長に、山下敏彦委員を推選いたします。

臨時議長·互選管理 者(田中委員) ただ今、藤原委員から、会長に山下敏彦委員を推選するとのご発 言がございましたが、他にございませんか。

(なし)

他にございませんので、ただ今、指名推選のありましたとおり、 会長には、山下敏彦委員を当選人とすることに、ご異議はございま せんか。

(全員異議なし)

全員異議がないものと認め、会長には山下 敏彦(やました としひこ)委員が当選されました。

山下委員さん、会長になることを承諾し、会長をお引き受けいた だけますか。

山下委員

議長。

臨時議長・互選管理

山下委員

者(田中委員)

山下委員

13番の山下です。

ただ今、会長にご推選いただきましたこと、身に余る光栄であり、感謝を 申し上げます。

はなはだ微力ではありますが、会長の職をお引き受けしたいと存じます。 前期に引き続き、どうぞ、よろしくお願いいたします。

臨時議長·互選管理 者(田中委員) それでは、会長が決まりましたので、会長の互選会を閉じ、私は、 臨時議長の任を終了いたします。

ご協力、大変ありがとうございました。

(臨時議長退席、自席に移動)

中山事務局長

田中委員には、臨時議長の大役、誠にありがとうございました。 それでは、次の議事に進みますが、周南市農業委員会総会会議規 則第7条第1項により、総会の議長は会長が務めることとなってお ります。

山下会長には、議長席にご着席いただき、会長就任のご挨拶をい ただいた後、議事進行をお願いいたします。

(会長、議長席へ移動)

議長(山下会長)

それでは、最初に一言ご挨拶を申し上げます。

平成28年4月施行の改正農業委員会法により、最重要の事務として「農地等の利用の最適化」の推進が必須事務に加わり、農業委員と農地利用最適化推進委員の体制になって、3期目を迎えました。

前期に引き続き、会長を仰せつかることになりましたが、伝統ある本委員 会の名を汚さぬよう、日々精進いたしまして、与えられた職責を果たしたい と思います。

農業委員の皆様、農地利用最適化推進委員の皆様、事務局の職員の皆様の ご協力をいただき、公平、公正で明るく開かれた信頼される農業委員会の運 営に一生懸命努めてまいる所存でございます。

これからの3年間、お互いに健康・安全には十分留意いたしまして、相互

信頼の下、「チーム農業委員会」として、共に力を合わせて、本市の農業・農村の振興のために、農業委員としての職務を遂行していきましょう。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事日程第6、「会長職務代理者の互選」に入ります。

会長職務代理者の互選について、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

互選の方法及び手続については、会長の互選の際に申し上げましたことと同様でございます。

なお、会長職務代理者の互選会の互選管理者は、議長である会長 になります。

以上です。

議長・互選管理者 (山下会長) ただ今、事務局から説明がありましたが、私が「会長職務代理者 の互選会」の互選管理者として互選会を進めてまいります。

それでは、互選の方法は、投票と指名推選の2つの方法がございますが、いずれの方法で会長職務代理者を互選するのか、お諮りいたします。

田中委員

はい、議長。

議長 • 互選管理者

田中委員

(山下会長)

田中委員

18番の田中です。

指名推選による方法がよいと思います。

議長・互選管理者 (山下会長) ただ今、田中委員から指名推選による方法とのご発言がございま したが、他にございませんか。

(なし)

他にないようですので、指名推選の方法で互選することに、ご異 議はございませんか。

(全員異議なし)

全員異議がないものと認め、会長職務代理者の互選は、指名推選 の方法により行うことに決定しました。

それでは、「指名推選」の発言を求めます。

田中委員

はい、議長。

議長・互選管理者

田中委員

(山下会長)

田中委員

18番の田中です。

会長職務代理者に、笠井保雄委員を推選いたします。

議長・互選管理者 (山下会長) ただ今、田中委員から、会長職務代理者に笠井保雄委員を推選するとのご発言がございましたが、他にございませんか。

(なし)

他にないようですので、ただ今、指名推選のありましたとおり、 会長職務代理者には、笠井保雄委員を当選人とすることに、ご異議 はございませんか。

(全員異議なし)

全員異議がないものと認め、会長職務代理者には、笠井保雄委員が当選されました。

笠井委員さん、会長職務代理者になることを承諾し、会長職務代理者をお引き受けいただけますか。

笠井委員

はい、議長。

議長 • 互選管理者

笠井委員

(山下会長)

笠井委員

6番の笠井保雄でございます。

引き続き、皆さんのご協力を得まして、また3年間、山下会長を サポートしたいと思います。

皆さんよろしくお願いします。

議長・互選管理者 (山下会長) それでは、会長職務代理者が決まりましたので、会長職務代理者 の互選会を閉じます。 次に、議事日程第7,「農業委員の地区割の決定」に入ります。 事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

農業委員の地区割でございますが、農業委員は、市の全区域に関する農地利用の最適化に責任があり、農地利用最適化推進委員と異なって、募集の際にあらかじめ区域を設定することは適当ではありませんが、農業委員の任命の際に、その担当する区域に割り振ることは問題がないとされています。

農地法第3条・4条・5条の調査等を行う場合、また、農業委員・ 農地利用最適化推進委員が連携して円滑に活動するためには、全市 域を地区割し、各農業委員が担当する地区を指定することが必要で あると考えます。

農地利用最適化推進委員の担当区域は、32区域となっていますが、このことも考慮し、基本的には、各農業委員が地元の地区を担当することで「農業委員の担当地区(案)」を作成しております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(山下会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、農業委員の担当地区について、ご質問はございませんか。

(なし)

ないようなので、事務局(案)のとおりとすることで、よろしいでしょうか。

(全員異議なし)

異議がありませんので、原案のとおり承認いたします。

次に、議事日程第8,「議決事項」に入ります。

ただ今、議案を配付いたします。

(議案第40号を配付)

それでは、議案第40号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」 を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

議案第40号について、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第17条第1項において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」と規定されています。

こうしたことから、周南市農業委員会では、令和5年2月1日から2月28日までの期間に候補者の募集をしたところ、32区域、32人の定数に対し、実数で35人の被推薦者・応募者がございました。

しかしながら、推薦・応募のなかった区域があったことから、募集期間を2週間延長し、3月14日に募集を締め切ったところ、全ての区域での推薦・応募があり、被推薦者・応募者は実数で37人となりました。

会長の専決処分により、廃止前の周南市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要項第2条第1項の規定に基づき、評価委員会に候補者の評価を行い会長に報告することの求めがあったので、5月29日に第1回評価委員会を、6月5日に第2回評価委員会を開催し、被推薦者・応募者の実数37人のうち、農業委員候補者に内定の2人を除いた35人について、評価を行い区域ごとの順位を確認しましたが、評価等の確定後に第19区の応募の取り下げがあったことから、第19区を除く31区域、34人についての評価結果を会長に報告しました。

この評価委員会の評価及び意見を受けて、6月12日開催の委員全員協議会で協議の上、第19区を除く31区域、31人の農地利用最適化推進委員候補者が決定されました。

第19区については、急遽、6月7日から7月4日までの期間で再募集を行い、2人の応募がありましたので、7月10日に第3回評価委員会を開催し、前回と同様に応募者2人の評価を行い、順位を確

認し、同日開催の委員全員協議会で協議し、1人の農地利用最適化 推進委員候補者が決定されました。

以上により、改選前の農業委員会において、32人の農地利用最適 化推進委員候補者が決定されました。

なお、周南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則では、その附則において、推進委員候補者の決定に係る行為の継承を規定しており、任命される前の農業委員で組織する農業委員会が評価委員会に意見を求める行為並びに評価委員会の評価及び意見を受ける行為並びに推進委員候補者を決定する行為は、新たに任命された農業委員で組織された農業委員会の行為とみなすとしています。

議案第40号は、改選前の農業委員会において評価委員会に意見を 求めたこと、並びに評価委員会の評価及び意見を受けたこと、並び に推進委員候補者を決定したことを、本日発足したこの周南市農業 委員会で継承の上、推進委員候補者に決定した32人を周南市農業委 員会の農地利用最適化推進委員に委嘱することについて承認を求 めるものです。

以上でございます。

ただ今の議案第40号について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号について採決を行います。

原案のとおり承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第40号は、原案のとおり承認されま した。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたの

議長(山下会長)

で、令和5年第8回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。

閉会(午後1時46分)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和5年7月24日

周南市農業委員会

臨時議長 田中祭作

議長(会長) 山下敏彦

署名委員 林 俊 一

署名委員 歲光時正